

医療法人制度改革

基金拠出型医療法人① 基金拠出型医療法人の メリット・デメリット

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長 松田紘一郎

今回から4回にわたり、基金拠出型医療法人について解説します。今回は、基金拠出制度のメリット・デメリットを列挙します。

医療法人側の

一般的メリット

- ①基金拠出者に限定がない
基金拠出者は個人、法人を問わないため広く募集でき、非同族要件が付されていないため理事長・理事長親族のみの基金拠出も可能。
- ②基金の使用に制限がない
資産の取得あるいは運転資金の調達として基金を募集することが可能。基金返還のために基金を使用する際には、返還条件を満たしているにもかかわらず現金が不足している場合に限定。
- ③基金拠出額に制限がない

基金の使用に制限が付されていないため、土地や建物等不動産、医療機器、運転資金など、必要資金のすべてを基金で調達することが理論上は可能。

④基金には利息をつける必要がない

拠出された基金がかなり多額であっても利息を支払う必要がない。基金返還時にも利息を支払うことはない。

⑤基金の返還が無理なく行える

医療法施行規則第30条の37で「基金の返還原資は、毎事業年度の貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超える場合におけるその超過額に限られる」と規定されており、借入金のように毎月返済原資がなくても返済しなければならぬもの

ではないため医療法人の安定した運営に貢献。

医療法人側の

一般的デメリット

- ①第三者からの基金拠出はあまり期待できない
次に掲げる主な理由により、第三者からの基金拠出はあまり期待できない。
ア 基金には利息を付することができず、基金返還時においても基金拠出時の拠出額で返還するため、経済的利益が期待できない。
- イ 現金以外の基金拠出に關しては、基金拠出者に課税される恐れがある。
- ウ 法人の解散時、破綻時には劣後返還となる。
- ②公益性が担保されていないため法人税は課税される

る
法人税は社会医療法人のように非課税とならない。
③経過措置型医療法人が基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人へ移行する際の、移行時税制に厳しい条件が付されている

拠出者の

一般的メリット

- ①地域医療に貢献している
という満足感が得られる
基金の拠出によって医療機関を支え、社会的貢献を果たしているという満足感。
- ②医療法人の役員となる可能性がある
社員総会の決議があれば、医療法人経営に理事として関与することが可能。
- ③相続発生時に拠出した基金については、相続税評価額が確定している
基金拠出時にその拠出金額が確定しており、利息をもらうことはないため、相続発生時に拠出した基金の金額以上の相続税評価額とな

なることはありえない。

拠出者の

一般的デメリット

- ①拠出した基金に利息がつかない
返還まで利息がつかず、返還時にも利息を受け取ることができないため経済的な利益を享受できない。
- ②現金以外の基金拠出には課税される恐れがある
公益性が担保されていないため、現金以外の財産を拠出した場合に、基金拠出者に課税される場合がある。
- ③基金の返還時期以前に医療法人が解散する場合には、拠出した基金の全額が戻る可能性は低い
以上のように、拠出を受けた医療法人のメリットが基金拠出者のデメリットにつながる場合がほとんどですが、実務的には、「基金拠出者の一般的デメリット」が補正できれば、一般的デメリットは税制を除いてほとんど無視できるはずで